障害福祉サービス報酬の解釈 ***3 # 4 # 版 追補

令和4(2022)年7月30日

社会保険研究所 https://www.shaho.co.jp

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和3年11月19日閣議決定)を踏まえ、福祉・介護職員の収入を3%程度(月額平均9,000円相当)引き上げるための措置が令和4年2月から交付金により講じられています。この措置は令和4年10月以降、介護報酬および障害福祉サービス等報酬により対応することとなるため、臨時の報酬改定が行われます。障害福祉サービス等報酬については、現行の「福祉・介護職員処遇改善加算」および「福祉・介護職員等特定処遇改善加算」に加え、「福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算」が新設されます。

1. 報酬改定に伴い本書の一部を変更

報酬改定に伴い、次頁**表1**のとおり、本書内容の一部に変更が生じます。紙幅の都合上、「居宅介護」の例のみを示していますが、居宅介護以外の加算対象サービスでも同様の改正が行われており、居宅介護の規定が準用されます。

2.「ベースアップ等支援加算」の概要

- (1) ベースアップ等支援加算の対象(取得要件)
- ・加算対象のサービス種類は、今般の処遇改善がこれまでの数度にわたり取り組んで きた福祉・介護職員の処遇改善をより一層進めるものであることから、これまでの 福祉・介護職員処遇改善加算等と同様のサービス種類となります。
- ・長く働き続けられる環境を目指す観点から、一定のキャリアパスや研修体制の構築、職場環境等の改善が行われることを担保し、これらの取組を一層推進するため、福祉・介護職員等特定処遇改善加算と同様、現行の福祉・介護職員処遇改善加算(I)から(III)までを取得している事業所が対象となります(3頁図)。
- ・賃上げ効果の継続に資するよう、加算額の3分の2以上はベースアップ等(「基本給」 又は「毎月決まって支払われる手当」)の引上げに用いることが要件とされます。

(2) ベースアップ等支援加算の加算率の設定

・事業所における事務負担が少ない形で給付額を算出するため、サービス種類ごとの加算率 (4頁**表2**) は、福祉・介護職員処遇改善加算と同様、それぞれのサービス種類ごとの福祉・介護職員の数に応じて設定されます。

(3) 事業所内における配分方法

- ・事業所の判断により、福祉・介護職員以外の職員の処遇改善にこの処遇改善の収入 を充てることができるよう、柔軟な運用が認められます。その際、より事業所の裁 量を認める観点から、事業所内の配分方法に制限は設けないこととされます。
- (4) 交付方法・申請・交付スケジュール
- ・事業所は都道府県等に対して申請し、対象事業所に対して報酬による支払。
- ・申請は、令和4年8月に受付、10月分から毎月支払(実際の支払は12月から)。
- 賃金改善期間後、処遇改善実績報告書を提出。

表1 報酬改定に伴う本書の主な変更箇所(令和4年10月1日適用)

表1■報酬改定に伴う本書の主な変更箇所(令和4年10月1日適用)				
該当箇所	変更前	変更後		
217頁 左段下か	令 3.3.23 厚労告 87	令 4.7.13 厚労告 231		
ら18行目				
同23行目	令 3.3.31 厚労告 162	令 4.7.13 厚労告 231		
294頁 6行目	6において同じ。	6 及び 7 において同じ。		
297頁15行目の	変更後			
次行に追加	とした従業者の賃金の改善等を 又は市町村長に届け出た指定居 居宅介護等を行った場合は、1ヶ 1000分の45に相当するビスは 算率についてはは 4 頁のる基準 次に掲げる基本を開びるでである。 では、2 2 で、提出では、2 2 で、提出では、2 2 で、は、2 2 で、は、3 2 で、は、4 2 で、は、4 2 で、は、4 2 で、は、4 2 で、は、4 で、4 で、4 で、4 で、4 で、4 で、4 で、4 で、4 で、4 で	準に適合している福祉・介護職員を中事に適合している福祉・介護職員を中事に適合しているものとして都道府県別事業所等が、利用者に対し、指数のを所達事業所等が、利用者に対りり、1000年度によりりでによりりでによりりでは、1000年度に、1000年度に、1000		
669頁左段下から17行目及び 13行目並びに 右段下から8 行目	令 3.3.23 厚労告 87	令 4.7.13 厚労告 231		

加算(福祉・介護職員等ペースアップ等支援加算)(案)

- ■対象:福祉・介護職員。ただ、事業所の判断により、他の職員の処遇改善にこの処遇改善の収退改善の経過ない。
- ■算定要件:以下の要件をすべて満たすこと。
- ► 処遇改善加算(1)~(Ⅲ)のいずれかを取得していること ▼賃上げ効果の継続に資するよう、加算額の2/3は福祉・介護職員等のベースアップ等(※)の引上げに使用することを要件とする。

※「基本給」又は「決まって毎月支払われる手当」

福祉·介護職員等**特定処遇改善加算**

- ■対象:事業所が、①経験・技能のある障害福祉人材、②他の障害福祉人材、③その他の職種に配分 障害福祉人材、③その他の職種に配分 賞定要件:以下の要件をすべて満たすこと。
- ※宿祉専門職員配置等加算、特定事業所加算の取得状況を 加味して、加算率を二段階に設定。 - Minglastan的ででで、「「「「Minglastan」」
 - ➤ 処遇改善加算(1)~(Ⅲ)のいずれかを取得していること ➤ 処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を 行っていること
- ・いった。 ・した。 ・した。

福祉·介護職員**処遇改善加算**

全体のイメージ

- ■対象:福祉・介護職員のみ
- ■算定要件:以下のとおりキャリアパス要件及び職場環境等要件を満たすこと

	のうち、 たす 要件
加算(正)	キャリアパス要件のうち、 ①or②を満たす かつ 職場環境等要件 を満たす
加算(II)	キャリアバス要件のうち、 (1+②を満たす かつ 職場環境等要件 を満たす
加算(I)	キャリアパス要件のうち、 ①+②+③を満たす かつ 職場環境等要件 を満たす

特定処遇 改善加算

特定処遇 改善加算 (I)

(II)

新加算 月額0.9万円相当(注)

特定処遇改善加算

特定処遇 改善加算

(II)

 (Π)

日額0.9万円相当(分)

新加算

<キャリアパス要件>

月額0.9万円相当(注)

新加算

- ①職位・職責・職務内容等に応じた任用要件と貸金体系を整備すること ②資質向上のための計画を策定して研修の実施又は研修の機会を確保する
- ころ ②経験者に人は資格等に応じて**昇給する仕組み**又は一定の基準に基づき**定期 に昇給を判定する仕組み**を設けるにと

月額1.5万円相当(注)

処遇改善加算 (皿)

月額2.7万円相当(注)

処遇改善加算 (I)

月額3.7万円相当(注)

処遇改善加算 (1)

※試業規則等の明確な書面での整備・全ての福祉・介護職員への周知を含む。 /聯連環路体生庫ル

<職場環境等要件>

: 事業所の総報酬に加算率 (サービス毎の福祉・介護職員数を踏まえて設定) を乗じた額を交付。

賃金改善を除く、職場環境等の改善

出典:障害福祉サービス等報酬改定検討チーム資料

特定処遇 改善加算 (I)

特定処遇 改善加算

表2 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算 (新設)

所定単位数 × 各サービス区分の加算率

		サービス区分	加算率
介護給付	訪問系	居宅介護	4.5%
		重度訪問介護	
		同行援護	
		行動援護	
		重度障害者等包括支援	
	日中活動系	生活介護	1.1%
		短期入所	
		療養介護	2.8%
	施設系	施設入所支援	
訓練等給付	訓練系·就労系	自立訓練(機能訓練)	1.8%
		自立訓練(生活訓練)	
		就労移行支援	1.3%
		就労継続支援A型	
		就労継続支援B型	
		就労定着支援	-
	居住支援系	自立生活援助	-
		共同生活援助(介護サービス包括型)	2.6%
		共同生活援助(日中サービス支援型)	
		共同生活援助(外部サービス利用型)	
児童福祉法	障害児通所系	児童発達支援	2.0%
		医療型児童発達支援	
		放課後等デイサービス	
	障害児訪問系	居宅訪問型児童発達支援	
		保育所等訪問支援	
	障害児入所系	福祉型障害児入所施設	3.8%
		医療型障害児入所施設	
相談支援	相談支援系	計画相談支援	
		障害児相談支援	-
		地域移行支援	
		地域定着支援	

注) 加算率「-」は,加算対象外のサービス



小社Webサイトに本追補のPDFと 詳細記事を掲載いたします

